

広島県公営企業管理規程第三号

企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年四月一日

広島県公営企業管理者 沖 田 清 治

企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

題名中「勤務条件」の下に「及び休業」を加える。

第一条中「勤務条件」の下に「及び休業」を加える。

第五条の表中

広島県広島水道事務所	所長	七万円
広島県沼田川水道事務所	所長	七万円

を

広島県広島水道事務所	所長	七万円
	次長	四万円
広島県沼田川水道事務所	所長	七万円
	次長	四万円

に改める。

第五条の二の表中

広島県広島水道事務所	所長	八千円
広島県沼田川水道事務所	所長	八千円

を

広島県広島水道事務所	所長	八千円
	次長	六千円
広島県沼田川水道事務所	所長	八千円
	次長	六千円

に改める。

第八条の二の見出しを「（育児休業等）」に改め、同条中「育児休業に」を「育児休業等に」に改める。

第八条の三の次に次の二条を加える。

（配偶者同行休業）

第八条の四 企業職員の配偶者同行休業については、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年広島県条例第二号）に定めるもののほか、一般職員の配偶者同行休業の例による。

(高齢者部分休業)

第八条の五 企業職員の高齢者部分休業については、職員の高齢者部分休業に関する条例（平成二十六年広島県条例第一号）に定めるもののほか、一般職員の高齢者部分休業の例による。

附 則

この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。